

岩手県選挙管理委員会告示第21号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年 5月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(掲示箇所)</p> <p>第80条 候補者は、ポスター掲示場に法第143条（<u>文書図画の掲示</u>）<u>第1項第4号の2</u>及び第5号のポスターを掲示する場合には、立候補の届出順位と同一の番号が表示された区画に掲示しなければならない。</p>	<p>(掲示箇所)</p> <p>第80条 候補者は、ポスター掲示場に法第143条（<u>文書図画の掲示</u>）<u>第1項第4号の3</u>及び第5号のポスターを掲示する場合には、立候補の届出順位と同一の番号が表示された区画に掲示しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成25年 5月26日から施行する。